



令和3年4月13日

報道機関各位

令和4年度以降は二十歳を対象とした「二十歳を祝う会（仮称）」を開催

令和4年度4月から改正民法が施行され、成人年齢が18歳に引き下げられますが、それ以降の成人式についても現行どおり20歳を対象とし、「二十歳（はたち）を祝う会（仮称）」として実施します。

【本件のポイント】

- 令和4年度4月から成人年齢が18歳に引き下げられるが、それ以降の成人式の対象は現行どおり20歳とする。
- 「二十歳を祝う会（仮称）」として実施

【本件の概要】

- 1 対象年齢 現行どおり20歳とする（開催年度に20歳を迎える方）
- 2 会の名称 「二十歳（はたち）を祝う会（仮称）」
- 3 開催時期 20歳を迎える年の3月の春分の日（現行どおり）
- 4 理由
 - (1) 18歳の多くは高校3年生で、受験や就職準備を控えていることから、本人、家庭ともに多忙な時期で、式典への出席が難しく、家計への負担が大きい。さらに、成人式実行委員会の活動が困難である。
 - (2) 20歳は、18歳で地元を離れ、進学、就職した人の生活がある程度落ち着く時期で、帰省しやすい。
 - (3) 国が実施した「成人式に関するアンケート」で、20歳を対象とする支持する声が多かった。

【問合せ】三条市生涯学習課 生涯学習推進係 中野、波田野

電話：0256-47-0048